

ブロック支部の運営に関する基本規定

(名称)

第1条 ブロック支部の名称は、一般社団法人全国介護事業者連盟（以下連盟という）の各ブロック支部地域に相応しい名称を、各ブロック支部幹事会において協議し、連盟の理事会において決定するものとする。

(事務所)

第2条 各ブロック支部は、事業を遂行するにあたり、各ブロック支部の事務を処理するため、ブロック長会社又は、ブロック事務局長会社に事務所を置く。

(目的)

第3条 各ブロック支部は、連盟会員が各ブロック支部地域において事業を遂行するにあたり、各ブロック支部地域の特性をふまえて、会員の事業支援、都道府県及び市区町村との発展的関係づくりを行うことにより、連盟の事業を実行的に推進するとともに、ブロック支部会員の意思を連盟の事業運営に反映させる地域機関としての役割を負うことを目的とする。

(事業)

第4条 各ブロック支部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域における連盟の事業活動の啓蒙、普及及び入会勧奨活動
- (2) 地域における連盟の研修事業の実施
- (3) 地域における行政機関との協力関係の構築
- (4) 地域における住民団体との親睦、交流
- (5) 地域における介護事業の実態調査
- (6) 各ブロック支部会員間の情報交換、親睦
- (7) 連盟の委託事務の実施

(会員)

第5条 各ブロック支部の会員は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員：各ブロック支部の地域内において、介護保険法または障害者総合支援法および児童福祉法に基づく指定（許可）を受けている法人
- (2) 賛助会員：各ブロック支部の目的に賛同し、各ブロック支部の事業を賛助、後援する法人
- (3) 幹事特別会員：各ブロック支部の地域内において、介護保険法または障害者

総合支援法および児童福祉法に基づく指定（許可）を受けている法人で、各ブロック支部の目的に賛同し、運営協力を行う法人

（入会）

第6条 連盟の一般会員で、各ブロック支部の地域内に本店所在地が存在する法人は、入会と同時に各ブロック支部の一般会員となる。

2 各ブロック支部の一般会員は、入会と同時に、連盟の一般会員となる。

（ブロック支部会費）

第7条 各ブロック支部はブロック支部の運営経費として、会員からブロック支部会費を徴収することができる。

2 ブロック支部会費の金額及び徴収は、各ブロック支部幹事会においてこれを定めるものとする。

3 ブロック支部会費の一部を連盟に分配することとする。分配は、連盟の理事会及び各ブロック支部幹事会において協議し、決定する。

（役員）

第8条 各ブロック支部に次の役員を置く。

- （1） ブロック長 1名
- （2） 副ブロック長 1名以上
- （3） ブロック幹事 3名以上
- （4） ブロック事務局長 1名
- （5） ブロック監査担当 2名以上
- （6） その他 若干名

2 ブロック幹事及びブロック監査担当は、各ブロック支部幹事会でこれを選任し、ブロック幹事は互選でブロック長、副ブロック長、ブロック事務局長を選任する。

（役員の仕事）

第9条 ブロック長は、各ブロック支部を代表し、業務を統括し責任を負う。

- 2 副ブロック長は、ブロック長を補佐し、ブロック長に事故ある時は、その職を代行する。
- 3 ブロック事務局長は、業務の管理及び経理等の業務を行う。
- 4 ブロック幹事は幹事会を構成し、各ブロック支部の重要会務を審議し、その執行を決定する。
- 5 幹事会は必要に応じ各部会を設置する。部会長はブロック長の推薦にて幹事会

で承認する。

- 6 ブロック監査担当は、各ブロック支部の会計及びブロック幹事の業務執行状況を監査し、不正の事実を発見した時には、これを幹事会に報告する。

(役員任期)

第10条 役員任期は原則2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は他の在任役員任期の満了する時までとする。

(役員退任)

第11条 役員は次の各号のいずれかに該当する場合には任期中でも退任する。

- (1) 自ら退任の申し出を行った時
- (2) 連盟及び各ブロック支部の名誉を棄損し、その他役員として適当でないと各ブロック支部幹事会において解任の議決があり、各ブロック長の承認を得た時

(役員取り消し)

第12条 各ブロック支部は、役員が以下の各号のいずれかに該当すると認められた場合、役員承諾を得ることなく役員資格を取り消すことができるものとする。

- (1) 各ブロック支部の名誉を著しく傷つける行為等、または会員としての品位を損なう行為等があったと各ブロック支部または連盟の理事会において認められた場合
- (2) 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
- (3) 宗教的な目的で利用していると認められる場合
- (4) 虚偽の情報の掲載や第三者の権利を侵害すると認められる場合
- (5) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力に該当した場合
- (6) 第7条第2項に定めるブロック支部会費を当該年度内に納めておらず、再度の依頼に応じない場合

(幹事会)

第13条 各ブロック支部幹事会は、各ブロック長が必要と認められた時、随時開催する。

- 2 各ブロック支部幹事会は、各ブロック長が招集し、議長を務める。
- 3 各ブロック支部幹事会は、各ブロック支部のブロック幹事の過半数の出席により成立する。
- 4 各ブロック支部幹事会の議決は、出席ブロック幹事の過半数をもって決し、

可否同数の場合は議長がこれを決する。

- 5 特に各ブロック支部幹事会の承認を得た者は、各ブロック支部幹事会のオブザーバーとして参加できるものとする。

(幹事会の議決事項)

第 14 条 各ブロック支部幹事会は、この規定に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 各ブロック支部の事業計画及び収支予算
- (2) 各ブロック支部の事業報告及び収支決算
- (3) その他各ブロック支部の運営に関する重要事項

(幹事会規定)

第 15 条 その他この規定に定めなき事項は、各ブロック支部それぞれにおいて幹事会規定を定めることとする。

施行期日

この規定は、令和 5 年 9 月 12 日から施行する。

附則

この規定は、令和 7 年 3 月 18 日から改正する。